

千葉県リサイクル等推進基金運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県リサイクル等推進基金条例（平成10年千葉県条例第17号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、千葉県リサイクル等推進基金（以下「基金」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(積立て及び処分)

第2条 各年度に基金として積み立てる金額は、その属する年度の粗大ごみ処理手数料収入、家庭ごみ手数料収入、廃棄物の売払収入（廃棄物対策課が所管するものに限る。）及び寄付金額とする。

2 基金の処分は、原資を確保しながら積立金及び寄付金並びに基金の運用から生ずる利益の範囲内で、条例第6条各号に掲げる事業（以下「基金事業」という。）を実施するために行う。

(基金事業の決定)

第3条 基金事業は、次条に規定する運営委員会の協議を経て、市長が決定する。

(運営委員会)

第4条 基金の適正かつ効果的な処分その他基金の適正な運営を確保するために必要な事項について協議するため、千葉県リサイクル等推進基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成し、委員長は環境局長を、副委員長は資源循環部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 委員会に、委員会の指示により必要な事務を所掌させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成し、幹事長は廃棄物対策課長をもって充てる。

3 幹事長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは構成員以外の者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、環境局資源循環部廃棄物対策課において行う。

(成果の公表)

第8条 基金事業の成果は、リサイクル等事業の推進に資するため公表を行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が

別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 8 月 21 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 10 月 29 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

所 属	職 名	備 考
財政局	財政課長	
環境局	環境局長 資源循環部長 環境総務課長 収集業務課長 廃棄物施設維持課長 産業廃棄物指導課長 廃棄物対策課長	委員長 副委員長

別表第 2

所 属	職 名	備 考
環境保全部	環境総務課長補佐	
資源循環部	廃棄物対策課長 廃棄物対策課長補佐 収集業務課長補佐 廃棄物施設維持課長補佐 産業廃棄物指導課長補佐	幹事長